

中国理解の「急所」に切り込む

坂田 完治

現代中国のさまざまな場面を切り取れば、その切断面に表現活動、その核心にある言論の自由の問題が貼りついている。

中華人民共和国の建国とその後の社会主義化の過程で、無視できぬ位置を占めるのは小説、演劇など文芸と呼ばれる表現活動に携わる人々の、共産党への全的献身と一体化だった。その後、服従と沈黙の長い時間が流れたのではあるが。あるいはこうした場面がある。一九八九年五月十一日、政治局常務委員の胡啓立が中国青年報の記者たちと懇談した。リーダー格の記者が、胡啓立に語る。「誰が、牛毛のような規定をすべて憶えられているだろうか。我々の仕事は、そんなてんでばらばらの禁令の下でやるべきな

のか。たくさんの、臨時的な、某個人の意見が一つの規定になってしまふ」

総編集経験者を含むベテランの新聞人が、時に激し、涙で言葉に詰まりながら「報道の自由」を語る姿に、真の職業人の真摯さというべきものを見出すことができる。^①天安門事件の渦中のこの小さな場面は、時間の堆積の中に埋もれている。新聞界はその後、随分多様化したことは確かだが、報道の自由のありようは当時も今も同様に重い問題であり続けている。

そうした歴史の時間の流れは、私たちと重なる部分もあるが、異なる部分も多い。来し方だけでなく行く末にも視線を伸ばしながら、中国を理解しようとする営為が、中国における言論の自由の問題

石塚迅著

中国における言論の自由

—その法思想、法理論

および法制度



A5判 318頁
明石書店 [4200円]

に収斂したことに、本書の第一の意義を感じる。

言論の自由および人権は、そこを押さえることによって、現代中国像がより鮮明正確になるという意味での「急所」だといえる。もちろん言論の自由や人権は、いわば古典的な課題なのだが、中国では事情を異にする。共産党・政府が人権論議をタブー扱いる従来の方針を軌道修正したことを受け、学術界の人権研究や社会一般の人権意識が急展開し始めたのは、一九九〇年代に入ってからだ。研究対象としては若く、かつ発展する領域に属するといつてよく、そこに少壮研究者

が切り込んだ成果が本書だ。

第一章では、中華人民共和国以前の憲法および以後の憲法を点検しつつ、中国の「憲法的伝統」における言論の自由の特質を概括している。

ここでは、国家・民族の生存が至上課題となる状況の下で(1)言論の自由は政治的権利であり、「国家からの自由」を考える余地はないこと(2)言論の自由は法律によって制限され、「天賦人権論」は拒絶されることが指摘される。

さらに、言論の自由は集団的な「生存権」に劣位し、また階級性を有すること、思想の自由とは分離されている——との諸点が挙げられる。

これを踏まえつつ、以下の章では現

代中国、とくに改革・開放期における諸問題に焦点が合わされる。第二章では社会の側からの異議申し立てである民主化要求運動を取り上げ、それへの対抗関係の中から共産党・政府の「中国的人権観」が整理されていったとの視点を提示している。さらに九〇年代に入り言論・表現の自由関連の立法が相次いだことを受けて、第三章ではそれらの法規がはらむ問題点が抽出されている。

九〇年代の中国の政治社会はそれ以前に比して相当に大きな変化をみせている。その一つが「法治」であり、周知のように九九年の憲法改正では「社会主義

法治国家の建設」が宣言された。

真に「法治」と言いうるかどうかといった評価はひとまずおいて、この変化はたとえてみれば揚幕の背後に身を置いていた役者が、舞台の照明の下に進み出たかのような印象を私はもっている。つまり、新たに生み出される法規には、中国共産党の統治の本音というべきものが、意外と「正直に」さらけ出されている。

新聞人が苦い思いを込めて表現した「牛毛」のような、表面に決して出ることのない禁令から、ともあれ「法」が前面に立つようになった。中国政治分析の観点からも、法律の持つ意味は格段に重くなった。

本書がこの第三章で分析の組上にのせているのは、表現行為という枠内で相互に関連し合っている出版管理条例、集行進示威法、社会団体登記管理条例である。巻末には資料としてそれぞれの日本語訳を掲載している。著者は政府・共産党が「国権・治安の強化と公民の権利の保障を統一的に捉えている」ことを踏まえながら、言論・表現行為の制限範囲が極めて広範であることを批判的に指摘している。

これらの法規は刑法などと異なるいわば「格下」の行政法規を含むが、それを重要法規としてきちんとすくい取った意義は大きい。第五章で取り上げている刑法の反革命罪——国家安全危害罪と併せ、表現行為全般に対する共産党・政府の「保障」と「規制」の詳細図を知ることができるからだ。

ところで、本書の問題意識の起点には（当然のことながら）中国において言論の自由が不完全であるとの認識があるのだが、それを冷ややかに「批評」している

わけではない。中国法学界での議論がていねいにフォローされているため、読者はそこにさまざまな理論的な模索がなされていることを知り、バランスよく中国の現状を見渡すことができる。

とくに、言論規制法規の背後に控え、政治社会全体にも強大な力を放射する「四つの基本原則」を第六章で扱っているのだが、ここでは法学界において——「四つの基本原則」の圧力にも関わらず——それを超克しようとする理論的な挑戦が紹介されている。それは「思想の自由」を要求する主張や、「四つの基本原則」を国家機関・党の義務と位置付ける理論構成などだが、こうした論点は法学界の今後の動向を考える上での材料として興味深い。

この「四つの基本原則」がはらむ問題は、せじ詰れば「共産党の指導」が憲法を凌駕することにある。従って、著者は本書の総括として「短期的にみれば言論の自由の保障の実質化を図るにあたっては、「共産党の指導」をいかに超

克していくかが最大の課題となろう。長期的にはそれはそのまま国権優位的色彩の強い憲政・人権思想（憲法的伝統）の超克へとつながっていく」と述べている。

「共産党の指導」を超克する可能性が果たして存在するのかどうか、著者は踏み込んだ結論は避けているが、中国政府が二つの国際人権規約（「社会権規約」と「自由権規約」）を批准、署名したことは、人権概念の「普遍性」承認に舵を切ったとみることができると、また市場経済化による出版・報道機関の多様化など現実面での変化、さらには法学界の啓蒙的作用が及ぼす意識面の変化などの要素の中に、「新たな位相」が出現する可能性をみている。

共産党の指導の「超克」は、中華人民共和国という国家の総体が抱え込んだ難題である。望ましい解に向かって予定調和的に事態が進んでいくものでも、むしろない。その解明は、法学よりもむしろ政治学の分野に入っていくようだが、ただ本

書が共産党の指導の「超克」という問題を立てた以上、読者は共産党の統治イデオロギーや統治の実態についても、さらに多くを知りたいと感じるのではないだろうか。

その場合、改革・開放期の捉え方として、一つながりの時間ではなく「一九八九年以降」という時代区分が必要ではないかと私は考えている。天安門事件が起こり、続いて東欧社会主義圏の崩壊、ソ連解体を経て中国共産党の存在空間は劇的に変化した。「国家・民族」と「党」は相互に乖離し、党が相対化されている危機を党自身が認識している。その危機感が、大胆な変化に向け党の背中を押すのか、あるいはむしろ「党の指導」の強化の方向に針を振らすのか――。

上記の難題に、にわかな明答はおそらくないだろう。だが、少なくともこう言おうと思う。言論という人々の知的営為の根幹に関わるテーマに接近することは、今をつかみ将来を見はるかす地点に接近者を導くだろうと。

従って現代中国の言論の自由の諸相は、法学や政治学の領域を越えて中国文学など各種の研究領域においても理解されておくべきだろう。本書はそうした意味で広い読者層を対象にしているといつてよいと思う。

【注】

- ①懇談の様様を録音・整理したものが陳小雅『天安門之變——八九民運史』（風雪時代、台北、一九九六年）の卷末資料に「一九八九年五月十一日、胡啓立与『中国青年報』社部分幹部的座談」として収められている。

（長崎県立大学）